る機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉砕器、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）に改め、同項各号を削り、同項を同条第四十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

43　法附則第十五条第十七項第三号に規定する設備で総務省令で定めるものは、脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち中小事業者等が新設したものとする。

附則第六条第四十五項中「附則第十五条第十八項第三号」を「附則第十五条第十七項第四号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第十八項第三号」を「附則第十五条第十七項第四号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十八項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第二十九項第二号」を「附則第十一条第二十八項第二号」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十五項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第二十九項」に、「同条第二十九項第一号」を「同条第二十八項第一号」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第二十五項第一号イ」を「附則第十五条第二十四項第一号イ」に、「次に掲げる太陽光発電設備」を「産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けた者により製造される次世代型太陽電池」に改め、同項各号を削り、同項を同条第五十五項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第二十五項第一号イ」を「附則第十五条第二十四項第一号ロ」に、「千キロワット」を「五千キロワット」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第二十五項第一号ロ」を「附則第十五条第二十四項第一号ハ」に、「二十キロワット」を「千キロワット」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第二十五項第一号ハ」を「附則第十五条第二十四項第一号ニ」に、「千キロワット」を「一万キロワット」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条中第六十項から第六十五項までを削り、同条第六十六項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第七十項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第七十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十六項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十八項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第七十二項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第七十三項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十四項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第三十三項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十五項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十四項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十五項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十七項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第三十九項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

74　政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定める法人は、一般社団法人（市町村が社員となつているものでその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるものに限る。）又は一般財団法人（市町村が基本財産の拠出者となつているものでその拠出した基本財産（その基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。）とする。

附則第六条第八十一項中「附則第十一条第四十二項第一号」を「附則第十一条第四十一項第一号」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十九項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第九十項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第九十一項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第四十七項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十二項中「附則第十一条第四十九項」を「附則第十一条第四十八項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十三項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第四十九項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第九十四項中「附則第十一条第五十一項」を「附則第十一条第五十項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第九十五項中「附則第十一条第五十二項」を「附則第十一条第五十一項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十六項中「附則第十一条第五十三項」を「附則第十一条第五十二項」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十七項中「附則第十一条第五十四項」を「附則第十一条第五十三項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十八項中「附則第十一条第五十五項」を「附則第十一条第五十四項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十九項中「附則第十一条第五十六項」を「附則第十一条第五十五項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第百項中「附則第十一条第五十七項」を「附則第十一条第五十六項」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条第百一項中「附則第十一条第五十八項」を「附則第十一条第五十七項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第百二項中「附則第十一条第五十九項」を「附則第十一条第五十八項」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第百三項中「附則第十一条第六十項」を「附則第十一条第五十九項」に改め、同項を同条第九十七項とし、同条第百四項中「附則第十一条第六十一項」を「附則第十一条第六十項」に改め、同項を同条第九十八項とし、同条第百五項中「附則第十一条第六十二項」を「附則第十一条第六十一項」に改め、同項を同条第九十九項とし、同条第百六項中「附則第十一条第六十三項」を「附則第十一条第六十二項」に改め、同項を同条第百項とし、同条第百七項中「附則第十一条第六十四項」を「附則第十一条第六十三項」に改め、同項を同条第百一項とし、同条第百八項中「附則第十一条第六十五項」を「附則第十一条第六十四項」に改め、同項を同条第百二項とし、同条第百九項中「附則第十一条第六十六項」を「附則第十一条第六十五項」に改め、同項を同条第百三項とし、同条第百十項中「附則第十一条第六十七項」を「附則第十一条第六十六項」に改め、同項を同条第百四項とし、同条第百十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第七十二項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第七十三項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十四項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第三十三項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十五項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十四項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十五項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十七項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第三十九項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

74　政令附則第十一条第四十項に規定する総務省令で定める法人は、一般社団法人（市町村が社員となつているものでその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるものに限る。）又は一般財団法人（市町村が基本財産の拠出者となつているものでその拠出した基本財産（その基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。）とする。

附則第六条第八十一項中「附則第十一条第四十二項第一号」を「附則第十一条第四十一項第一号」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十九項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第九十項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第九十一項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第四十七項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十二項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第四十九項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十三項中「附則第十一条第五十一項」を「附則第十一条第五十項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第九十四項中「附則第十一条第五十二項」を「附則第十一条第五十一項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第九十五項中「附則第十一条第五十三項」を「附則第十一条第五十二項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十六項中「附則第十一条第五十四項」を「附則第十一条第五十三項」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十七項中「附則第十一条第五十五項」を「附則第十一条第五十四項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十八項中「附則第十一条第五十六項」を「附則第十一条第五十五項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十九項中「附則第十一条第五十七項」を「附則第十一条第五十六項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第百項中「附則第十一条第五十八項」を「附則第十一条第五十七項」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条第百一項中「附則第十一条第五十九項」を「附則第十一条第五十八項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第百二項中「附則第十一条第六十項」を「附則第十一条第五十九項」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第百三項中「附則第十一条第六十一項」を「附則第十一条第六十項」に改め、同項を同条第九十七項とし、同条第百四項中「附則第十一条第六十二項」を「附則第十一条第六十一項」に改め、同項を同条第九十八項とし、同条第百五項中「附則第十一条第六十三項」を「附則第十一条第六十二項」に改め、同項を同条第九十九項とし、同条第百六項中「附則第十一条第六十四項」を「附則第十一条第六十三項」に改め、同項を同条第百項とし、同条第百七項中「附則第十一条第六十五項」を「附則第十一条第六十四項」に改め、同項を同条第百一項とし、同条第百八項中「附則第十一条第六十六項」を「附則第十一条第六十五項」に改め、同項を同条第百二項とし、同条第百九項中「附則第十一条第六十七項」を「附則第十一条第六十六項」に改め、同項を同条第百三項とし、同条第百十項中「附則第十一条第六十八項」を「附則第十一条第六十七